



ZENROREN

No. 270 7月号

えどがわ 区労連ニュース

発行

江戸川区労働組合総連合

江戸川区中央3-23-1
TEL 3656-5577
FAX 3656-5654

2026年平和を望む・江戸川平和集会／提灯デモ

6月19日（金）午後7時より文化センター公園に於いて、「2026年江戸川共闘団体・平和を望む江戸川平和集会／提灯デモ」を開催いたしました。

新木輝代さん（江戸川区労連副議長・国民春闘江戸川共闘会議常任幹事）の司会で定刻に始まり、主催者あいさつを田嶋達人さん（東京土建江戸川支部執行委員長・国民春闘江戸川共闘会議議長）が行い、トランプ大統領たちが起したイラク戦争現状での建設資材の不足、価格高騰で建設業者・従事者が仕事ができないで困っていることを訴えました。続いて各団体からの発言で牧野研二さん（日本共産党区会議委員）からは平和について区議会でも区長を追求したこと、原純子さん（日本共産党元都議会議員）からは、現在ニュース等でも取り上げられている東京都の高額火葬料金問題（都議の時にこの問題を最初に取り上げていた）について訴えてもらいました。続いて米増克己さん（江戸川民主商工会会長・江戸川社会保険推進協議会副会長）から商店では、食材から梱包、包装紙まで全てのものが値上りし

て、苦しめられている。高市政権は戦争を止めさせて日本経済を安定させるべきであると訴えました。続いて木城幸二さん（東京土建江戸川支部副執行委員長・コミュニティユニオン東京江戸川支部執行委員長）が、自身が塗装業を営んで社員も数名雇用している。現在材料である石油由来の塗料・シンナー・マスキングテープ等の材料が入荷しないので仕事ができない。しかし、社員たちには賃金を支払わないといけないので、Wパンチになって苦しめられている。と沈痛な訴えがありました。

続けて若者からの発言で、竹澤紗恵さん（コミュニティユニオン東京江戸川支

部組員）から、先日アメリカニューヨークで開催された核不拡散条約（NPT）再検討会議についての話をいたしました。竹澤さんはニューヨークに向き、核兵器廃絶を求めた行動に参加してきました。発言では、「この会議で日本政府は平和をアピールできる立場であるにもかかわらず、アメリカ寄りだったことが残念でならない。」とのことでした。

集会後、中央1丁目公園（法務局江戸川出張所前）まで、シュプレキコールを唱えながら、提灯デモを行いました。

集会・デモ参加者は190名で、提灯の長い列が、京葉道路を行進する素晴らしい光景でした。



【汐夢想建】

財産開示請求を行ったのか否か、現在までわからない状況です。

【東京福祉バス】

運転手Hさんが6月2日CUに加入しました。

Hさんは本年12月10日で定年退職となるので、再雇用を求めている。しかし、9月14日までに妻と息子の介護休業を申請することです。先加入していたFさんも、息子さんに障害であるため、Hさんの休業が明けたら介護休業を取得する予定です。二人で一緒に休業するのではなく、それぞれ取得することを双方で合意している。組合は、そのサポートとHさんの再雇用を会社が拒否した場合の交渉を行う予定です。

【株（コジマ）】

6月19日付「要求書」を人事部に送信しました。回答期限を6月29日午後5時限りとしましたが、6月23日に会社より「要求書受領のご連絡」が到達し、「回答期限までに回答できない可能性があることをあらかじめお含みください。」との内容でした。今まで、当該が会社に対して要求して回答をすることを求めています。回答が到達して当該が納得できない場合は、会社と団体交渉を行う予定です。

【平和自動車交通（株）】

6月22日（月）13時から第2回団体交渉を行い、プレミアムカーの売上から5%控除した金額（KAさんは3年分、Kさんは4ヶ月分）と歩合率の提出を求めました。1ヶ月程度の回答猶予を欲しい

とのことなので合意いたしました。その他無事故手当が不支給なのに事故時に3万5千円（上限）を控除することに対し、無事故手当の支給を求めました。所長が点呼時に事故マニュアルに沿っていない人には罰金を科すと言ったので「貴方が罰金を科すと言っていることを言える立場なのか」と強く追及をいたしました。

【株（エス・ジー・エム）】

6月17日相手方代理人弁護士から回答書が到達し、残業代の未払いは1日3分程度であり、トータルで5万4444円の未払いと主張してきました。当該にはその回答書を渡して反論を考えるよう求めましたが、1週間経過しても何の連絡も入ってこない。架電したところ「会社の言う時間の良い」と言ってきたので、反論書面を組合が作成して「包括的な解決を早期に望む」と記載して相手方代理人弁護士に6月25日送達しました。

【医療法人社団（腎令会）】

6月27日（土）院長からこれまでの当該との経緯と組合要求の回答書が到達いたしました。書面には当該が自転車通勤での交通費を取得していたことで、賞与を0円にされた処罰を受けたにも関わらず、「刑法246条の詐欺罪に該当し、民法第703条では、不正行為をした従業員に対して過払い金額の返還を求められると定めている。」と2度3度の処罰をすることを記載してました。更に医師・看護師資格を有していない受付する当該に対して白内障・緑内障手術後に感染予防軟膏を注入させる行為に対し、医師の監督のもとで問題なしとの問題回答を行いました。現在労働審判への申立準備を行っています。

当面の活動

- 7 / 8（水）区労連第11回幹事会
- 14（火）江戸川社保協事務局会議
- 8 / 7（金）区労連事務局会議
- 11～16 事務所閉鎖
- 17（月）江戸川社保協事務局会議
- 19（水）区労連第12回幹事会
- 22（土）土建まつり
- 26（水）江戸川社保協幹事会
- 27（木）第4回国民春闘江戸川共闘会議常任幹事会
- 28（金）労働審判員会議
- 9 / 4（金）区労連事務局会議

納税者の権利擁護税務行政の
民主化をめざす！

東部会計江戸川事務所

〒133-0065

東京都江戸川区南篠崎町3丁目27番5号

I BM3 番町ビル

T E L 03 (3698) 8000

F A X 03 (3698) 8008